

平成27年度 幕別町住宅用太陽光発電システム導入補助金 実績報告書の提出について

実績報告書は、補助金交付の決定を受けた方が、設置工事を完了し、竣工検査・電力受給契約締結・設置費用の支払いを終了したのち、補助事業完了の報告をするものです。適正な実績報告書提出後、現地確認の上、補助金額の確定を行い、補助金の支出を行います。

1 実績報告提出書類

(1) 補助事業実績報告書

別記様式第11号

(2) 発電システムの設置費支払いに係る領収書の写し

総額、及びそれぞれの機器代金、工事代金などの内訳がわかるもの。

(3) 発電システムの設置状況を撮影した写真

設置後の住宅の全体写真、太陽電池モジュール(枚数が確認できるもの)、架台、インバータ、接続箱、直流側開閉器、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計が確認できるカラー写真。

(4) 電力会社との電力受給契約書の写し

系統連携・逆潮流有のシステムであることが確認できるもの。

(5) しゅん工検査の試験記録書の写し

検査項目は、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び総合評価とし、記録書には実施機関名・実施責任者名を記入、押印のあるものでシステムが正常に作動し、定期報告が可能な状態にあるか確認できるもの。

(6) 設置者（申請者）の住民票

幕別町に居住していることを確認するもので、提出の3ヶ月以内に発行したものの。太陽光発電システム設置の住所と同じである必要があります。原本を提出して下さい。

→裏面に続く

2 実績報告書の提出

工事を完了し、竣工検査・電力受給契約締結・設置費用の支払いを終了したのち、申請者本人の印鑑を押印した実績報告書類を町町民課まで提出して下さい（代理人による提出も可）。ただし、**実績報告書の提出期限は、補助事業完了日（工事・竣工検査・電力受給契約締結・設置費用支払いを全て終了した日）後30日以内又は平成28年2月末日のいずれか早い日とします。**

実績報告書類の審査及び現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し通知します。なお、確定された補助金は、設置者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

3 定期報告について

発電システムの設置後、毎月の発生電力量、売電電力量、買電電力量その他の事項についての定期報告をしていただきます（**設置後3年間；半年ごとに提出**）。報告書の様式は、後日配布いたします。

4 管理

設置したシステムを善良な管理者の注意を持って管理するほか、その法定耐用年数（**15年**）の期間、処分の制限等の義務を負うこととなります。